

スクエアダンス指導の手引き

～実技指導者ライセンス検定試験学習用～



一般社団法人 日本スクエアダンス協会

目 次

はじめに	1
1. 一般社団法人 日本スクエアダンス協会 ホームページ：抜粋	2
・ 協会の目的と概要	2
・ 組織・機構図	3
・ 倫理要綱	4
・ 知っておきたい著作権	9
・ 統括支部のご案内	21
・ リンク	22
・ プログラムポリシー	23
・ コミュニティー25	26
・ SD 音楽の購入方法について	27
・ スクエアダンス十則	33
2. 各種出版物	36
おわりに	37

はじめに

スクエアダンス愛好者を今後も増やしていくため、広くスクエアダンス指導者の育成に必要なマニュアル、資料の整備が求められていました。

また、このたび一般社団法人日本スクエアダンス協会（以下 S 協）の実技指導者ライセンス制度の開始・運用にあたり、学習用テキストの必要性も問われておりました。

そこで、“指導者育成の手引き”、“検定試験の学習用”としてのテキストを作成、発行することと致しました。

本テキストは、以下の通り、S 協ホームページ記載事項、S 協発行の出版物記載事項を抜粋した物です。

これからの指導者育成の一助になり、検定試験受験者の学習に役立つよう、作成致しました。

■ 本テキストに掲載している内容

1. 一般社団法人 日本スクエアダンス協会 ホームページからの抜粋

2. 各種出版物からの抜粋

- ・ビギナー指導マニュアル
- ・ベーシックダンスプログラム動作の定義
- ・メインストリームダンスプログラム動作の定義
- ・Square Dance For All Part I・Part II
- ・サイトとモジュールによるゲットアウトの体系 上・下巻
- ・The Image Call ～Theory and Practice～

1.一般社団法人 日本スクエアダンス協会 ホームページ：抜粋

・協会の目的と概要

協会の目的

スクエアダンスの普及振興を通じ、広く国民及び地域の生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実を図り、もって国民の生涯にわたる健康で豊かな生活の実現に寄与することを目的とします。

活動概要（どんな活動をしているの？）

- 全日本スクエアダンスコンベンションの開催

年に1回、全国の愛好者が参加し、交流を深めます。

- 機関誌の発行

年に6回発行します。

この機関誌を読めば、ダンスに関する全国のニュースはもちろん、技術、ファッション等なんでもわかります。

- 講習会・研修会の開催

全国及び各都道府県、統括支部等において指導者になる為、又ダンサーとしての向上をはかる為に行なわれます。

- その他

各地域でのジャンボリー・パーティ又、技術面、運営面の資料の製作等を行っています。

費用は？(2021年4月1日現在)

- 入会金：1人300円(入会初年度のみ)

- 年会費：

普通会員2,000円。但し、単位団体に属さない普通会員は2,500円。

配偶者及び2親等内の家族が加入する場合は、筆頭者以外の普通会員(以下「家族会員」という)は1,000円、中学生以下の会員の会費は、上記にかかわらず500円

家族とは、配偶者及び同一世帯2親等内の家族(父母、子、孫、兄弟、姉妹)をいい、伯父叔母、甥姪は対象としない。

一般社団法人 日本スクエアダンス協会事務局

住所：〒101-0041

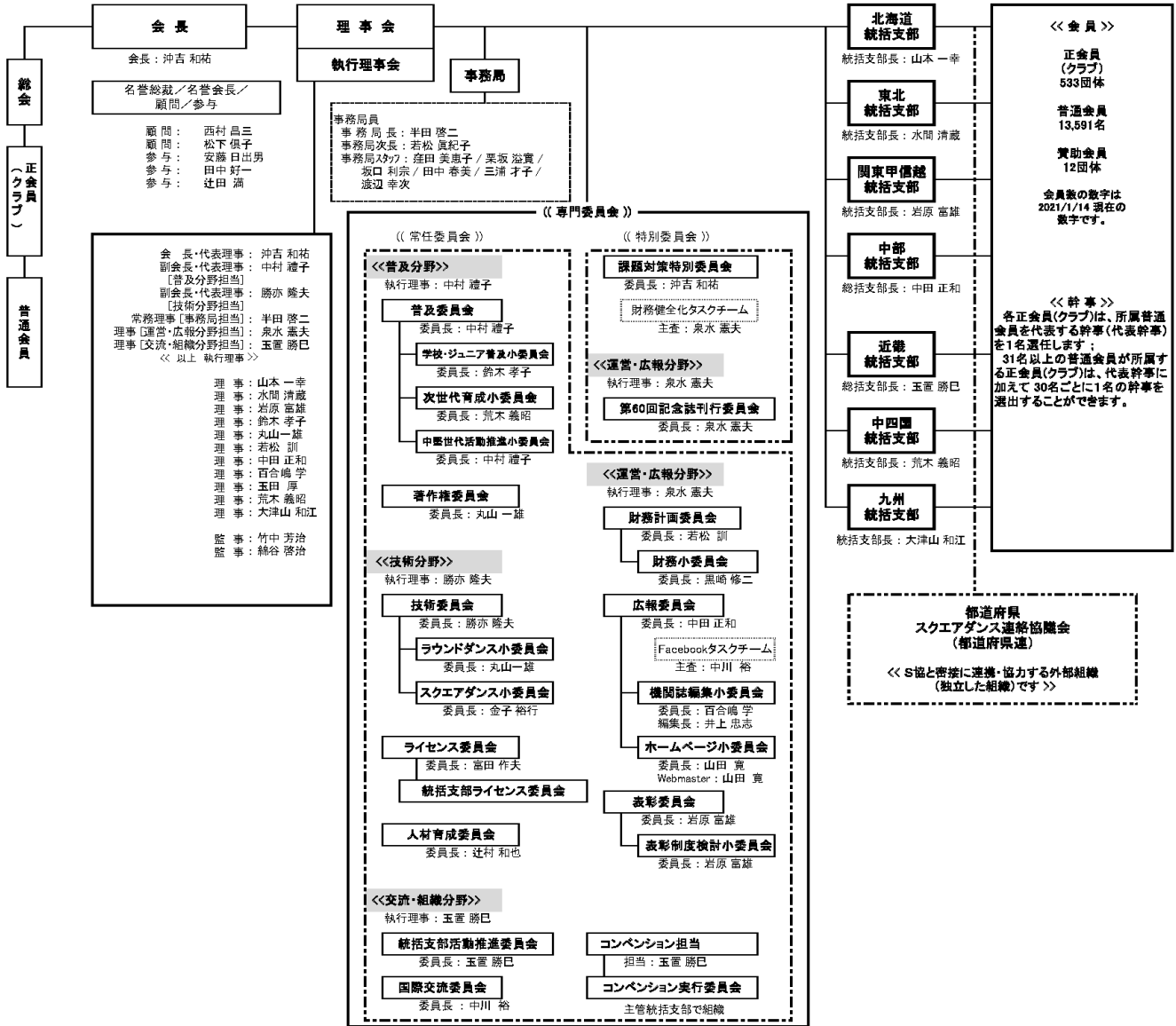
東京都千代田区神田須田町1-7 神田ミハマビル4階

電話 03(6240)6560 FAX 03(6240)6561

・組織・機構図

一般社団法人 日本スクエアダンス協会(S協) 組織・機構図

2021/1/14



一般社団法人 日本スクエアダンス協会 倫理要綱

平成 18 年 6 月 10 日 制定

平成 22 年 4 月 1 日 改

平成 27 年 6 月 21 日 改

スクエアダンスは、誰もが参加でき、楽しみながら健康の維持・向上を図ることが できる生涯スポーツ・レクリエーションです。

これを、普及・振興し、発展させるため、愛好者ひとり一人が立派な社会人として 責任ある行動することを自覚し、スクエアダンスを楽しめる環境を創造していくこと の大切さを認識することが必要です。そのようにスクエアダンスを楽しむことで、市 民の関心が高まり、普及・発展へつながっていきます。

ここに、私たち 一般社団法人 日本スクエアダンス協会（以下「協会」という。）会 員は、協会の定款に従い、社会教育及び学校教育の場において生涯スポーツ・レクリエーションとしてのスクエアダンスが広く普及することを願い、「一般社団法人 日本ス クエアダンス 協会倫理要綱」を定めます。

1. 私たちは、スクエアダンスはみんなで楽しむものであることを念頭において、人種、宗教、性、年齢に拘らず、あらゆる人々を公平に扱います。
2. 私たちは、行動に当たって、常に社会規範を遵守し、思いやりと礼儀を基本としたマナーをしっかりと守ります。
3. 私たちは、スクエアダンスを広めるため、他の人に楽しさを伝えることを想像して行動し、新しい仲間を活動における最も重要な人々として受け入れます。
4. 私たちは、個人の尊厳を互いに尊重しあい、自分自身も高潔清らかな人間であるよう努めます。
5. 私たちは、活動を通じて、会員相互の親睦を深めると共に、地域の発展や国際理解・交流の推進に寄与します。
6. 私たちは、社会教育の観点から、コミュニティづくり、人々の健康、高齢者や 障がい者等の生きがい支援、学校教育活動などへの協力を惜しみません。
7. 私たちは、社会の環境の変化や国際的な動向に照らして柔軟に対応し、スクエアダンスの普及に努めます。
8. 私たちは、ボランティアの精神を尊重し、活動を行うことにより物質的な利益 を得ようとする気持ちを持ちません。
9. 私たちは、スクエアダンスのもつ協力と協調の精神を尊び、健全で品位あるク ラブ組織の発展と維持に協力し、そのための義務を果たします。
10. 私たちは、協会もしくは他の会員の信用を傷つけ、また、協会もしくは他の会 員の不名誉となるような行為はしません。

「一般社団法人日本スクエアダンス協会倫理要綱」について

一般社団法人日本スクエアダンス協会（S協）は、平成27年6月21日の総会において、新しい中期計画のスタートに当たり、スクエアダンスのいっそうの普及と公益性の向上を目指して「倫理要綱」の一部改定を行い、S協ホームページに掲載するとともに、S協ニュース No. 264 (2015.9) にて紹介しました。

ここで、改めて会員の皆様に改定された「倫理要綱」をお知らせしご理解いただくとともに、新・倫理要綱を基本にしつつスクエアダンスのいっそうの普及を図ることができるよう、本要綱の各条項を本号、次号と2回にわたり解説します。会員各位の今後のスクエアダンス活動の一助となれば幸いです。



倫理要綱の前文

スクエアダンスは、誰もが参加でき、楽しみながら健康の維持・向上を図ることができる生涯スポーツ・レクリエーションです。

これを、普及・振興し、発展させるため、愛好者ひとり一人が立派な社会人として責任ある行動することを自覚し、スクエアダンスを楽しめる環境を創造していくことの大切さを認識することが必要です。そのようにスクエアダンスを楽しむことで、市民の関心が高まり、普及・発展へつながっていきます。

ここに、私たち一般社団法人日本スクエアダンス協会(以下「S協」という。)会員は、S協の定款に従い、社会教育及び学校教育の場において生涯スポーツ・レクリエーションとしてのスクエアダンスが広く普及することを願い、「一般社団法人日本スクエアダンス協会倫理要綱」を定めます。

私たちS協の倫理要綱は、社会教育及び学校教育の場において、生涯スポーツ・レクリエーションであるスクエアダンスを愛好する者として、会員が共有する「常識」を「きまり」、つまり「倫理要綱」として総会において決定したものです。会員はこれを尊重し、守っていきましょう。

1 私たちは、スクエアダンスはみんなで楽しむものであることを念頭において、人種、宗教、性、年齢に拘らず、あらゆる人々を公平に扱います。

清教徒革命で知られるように、ヨーロッパ内での、貧富の差や迫害等に苦しめられた人々が、アメリカを目指し移住してきました。ヨーロッパからの移住者達は、自国のダンスであるカドリールやコントラダンス、スコティッシュカントリーダンス等を、「自由」で「公平」な精神を基調とするダンスとして、進化をさせたのが「スクエアダンス」です。

つまり、スクエアダンス自体が「人種、宗教、性、年齢、職業」にとらわれることのない、「自由」と「公平」を象徴するダンスなのです。

ですから、私たちは、「スクエアダンスは、みんなのものであること」を念頭に行動することが重要です。愛好者同士は、互いに認め合い、「公平」に扱います。

2 私たちは、行動に当たって、常に社会規範を遵守し、思いやりと礼儀を基本としたマナーをしっかりと守ります。

スクエアダンスを楽しむためには、会員はもちろん、他の人や社会に迷惑をかけることのないよう、私たちは、法令を遵守し、他人への思いやりや礼節を徹底し、マナーをしっかりと守ることが大切です。私たちひとり一人が、社会から期待される高い倫理観や常識を持ち、責任ある行動をとることが社会の信頼を得ることにつながります。

そして、その社会的信頼を得ることは、生涯スポーツ・レクリエーションとしての認知を高め、組織の魅力となり、会員ひとり一人にとっても誇りの持てる組織となることでしよう。

特に、コーラー、キューアーやクラブのリーダーは、会員の模範として、率先して著作権の保護や納税の義務などに常に関心を持ち、違法な行為やモラルに反する行動をとらないよう留意することが必要です。

「スクエアダンス十則」(※下記参照)は、私たちがスクエアダンスを踊る上で守るべきマナーやエチケットとして、より具体的な形で表現されたもので、アメリカにおいて思いやりと礼儀を基本とした最も大切なルールとしてまとめられたものです。

これは、私たちが、お互いに気持ち良く踊るための基本ですが、自分自身のためでもあり、また、一緒に踊る仲間のためでもあります。

「スクエアダンス十則」

- ① コールをよく聞く
- ② セットを早く作る
- ③ 礼儀をわきまえる
- ④ 時間を守る
- ⑤ 相手を思いやる
- ⑥ 互いに協力する
- ⑦ 無理をしない
- ⑧ 友情を大切に
- ⑨ 常に学ぶ
- ⑩ 楽しさを大切に

(出典：The Sets in Order AMERICAN SQUARE DANCE SOCIETY" SQUARE DANCING INTRODUCTION HANDBOOK"; S協ホームページより)

3 私たちは、スクエアダンスを広めるため、他の人を楽しさを伝えることを想像して行動し、新しい仲間を活動における最も重要な人々として受け入れます。

自分自身が楽しいと感じたことを他人にも伝えたいと思うことは、スクエアダンスに限らず普遍的なことです。私たちが楽しむスクエアダンスは、8人の協力によって踊るダンスですから、単に体を動かすという爽快感だけではなく、踊り切った時の心地良さや充実感を得ることもでき、自然と笑顔があふれてきます。時には助け、時には助けられる「ホスピタリティ（気配り）」あふれたダンスであり、一体感を味わえるレクリエーションです。

この奥の深いスクエアダンスの魅力や楽しさを一人でも多くの人に伝え、その成果を私たち自身の喜びとするためには、自分自身のダンスの正確さと向上心、そして、「ホスピタリティ・マインド（おもてなしの心）」が必要となります。クラブ員同士がお互いに「おもてなしの心」を持ちあい、ダンスそのものの楽しさを「共有」することが、クラブの成長につながり、しっかりとした土台を築くことにことにも通じます。

新しい仲間は、会員を増やす新しいルートとなり、クラブに快い風をもたらすとともに、スクエアダンス界全体の活力の源となります。また、会員は、新しい仲間に対して経験を語るにより、新人ダンサーに安心感や適切なアドバイスができる先輩としての自覚と、より良いダンサーとして模範となる努力をすることにつながります。

新しい仲間を増やすことでクラブが成長することは、社会に開かれた組織として、また、公共性のある組織として、社会に認知されることにもつながり、クラブ員も公益性のある活動をしているという自負を持つこととなります。そして、何よりも、セットが増えれば増えるほど、不思議とダンスの楽しさが大きく膨らんでいきます。

相手が喜ぶことを想像しながら行動することにより、その成果として自分自身の喜びに返ってくることとなります。

私たちは、クラブ運営で最も大切な意思疎通（コミュニケーション）を深め、おもてなしの心を持ち合うよう、協力と協調の精神を尊び、所属するクラブのリーダーや仲間を大切にします。

4 私たちは、個人の尊厳を互いに尊重しあい、自分自身も高潔な人間であるよう努めます。

私たちは、8人のチームワークとコーラーの雰囲気づくりや振付が同調し、最高の雰囲気を醸し出す「スクエアダンス」を楽しんでいます。

ダンサーと一緒に踊る仲間を互いに尊重しあい、コーラーの意図を汲み取り、協力して踊ります。それはダンサーがコーラーを信じ、尊重していることです。一方、コーラーは、様々な方法を用いて、ダンサーに楽しい一時を提供できるよう努力を惜しみません。それが、コーラーのダンサーへの心

遣いです。

これは、スクエアダンスを踊っているときだけではなく、クラブ運営においても同様です。リーダーは様々な考え方を持っている会員（ダンサー）へ目を配り、満足しているかを感じ取り、必要に応じて、コーラーや他のリーダーにも気配りを依頼し、円満なクラブ運営をすることに力を注ぎます。ダンサーも、リーダーや他のダンサーに対して気を配ることが大切です。

私たちには、スクエアダンスを仲間と一緒に楽しむ場としてクラブがあります。そして、お互いが楽しい時間を「共有」することによって、絆を深め合っています。大切なことは、「聞き上手になる」と「相手の立場で考える」振る舞いです。

それこそが、個々の尊厳を互いに尊重することであり、より高潔であろうとする努力です。

スクエアダンスは楽しくなければ、生涯スポーツ・レクリエーションとは呼べません。さらに、本人が親切な気持ちで行った行動や言動が、その意図がうまく伝わらず相手の尊厳を傷つけてしまうことがあります。このようなことがあっては、スクエアダンスの魅力はなくなります。「相手の立場で考える」ことによって、このような行為（ハラスメント）を無くすることが必要です。

5 私たちは、活動を通じて、会員相互の親睦を深めると共に、地域の発展や国際理解・交流の推進に寄与します。

私たちは、このスクエアダンスをツールとしてクラブを組織し、スクエアダンスを大いに楽しむために例会をはじめ会員の資質の向上に向けて、また、会員相互の親睦を深めるため、合宿研修会、クリスマスパーティー、懇親会など様々な行事を行っています。

S協に加盟するクラブの交流事業であるパーティー等への参加も例外ではありません。それは、他クラブの方々と友好を深めるとともに、改めて所属するクラブの持ち味を知り、他のクラブの良さを持ち帰り所属クラブの中で生かすことによって、より高みのクラブに成長をしていくこととなります。

初心者講習会によって、新しい仲間を増やすことは、地域社会のレクリエーション活動に寄与し、スクエアダンスを通して地域社会の発展や活性化、加えて、国際理解や交流の推進に寄与することにつながります。

スクエアダンスのプログラムは、CALLERLAB（国際スクエアダンス・コーラーズ協会；The International Association of Square Dance Callers [米国において、1974年に設立]）という国際組織によって、世界標準の規格としてまとめられていますから、世界中どこでも踊ることができます。これもスクエアダンスの大きな魅力のひとつとなっています。

6 私たちは、社会教育の観点から、コミュニティづくり、人々の健康、高齢者や障がい者等の生きがい支援、学校教育活動などへの協力を惜しみません。

私たちは、社会教育及び学校教育の場において、スクエアダンスの楽しさを広める活動を行っています。

これは、私たち会員自身のダンスすることの楽しさを高め、健康で生きがいを向上する活動であるとともに、スクエアダンスを広く普及することにより社会貢献しようとする活動でもあります。

私たちは、社会教育の観点から、地域の連帯、住民同士の交流などのコミュニティづくりや、地域の人々の心身の健康づくりに協力を惜しみません。特に、年代や経験を超えて楽しめるスクエアダンスの特徴を活かし、高齢者や障がい者等の健康や生きがいづくりに貢献するものです。

いま、年齢の違いや障がいの状況等を超えて共に生活できる環境づくりを目指す社会機運が高まる中、スクエアダンス活動は大きな役割を担うことができます。

また、授業や部活動、学校行事等の学校教育活動や、学校施設を活用したPTA活動、学童保育などへの積極的な協力を惜しみません。

このような社会教育の観点に立った普及活動は、スクエアダンス活動の公益性を高めるとともに、スクエアダンス人口の拡大、次代を担うスクエアダンスのリーダーや指導者の育成につながり、それは、楽しさや生きがいとなって、私たちに返ってくるものです。

7 私たちは、社会の環境の変化や国際的な動向に照らして柔軟に対応し、スクエアダンスの普及に努めます。

最近の社会情勢は、日々刻々と変化しています。そして、その社会環境の変化は、様々な連鎖を起しています。交通手段やインターネット等の普及により世界は狭くなり、社会のグローバル化が進んでいます。

こうした中、スクエアダンス愛好家として、常に技術を維持・向上し、より良き仲間作りを進め、ダンサーとしての「モラル」を身につける努力を続けることは、生涯スポーツ・レクリエーションとしてのスクエアダンスを続けるための「義務」ともいえるでしょう。

S協は、社会環境の変化や国際的な動向に対応し、主として次のような事業を行い、スクエアダンスの普及に努めています。

- ①広くスクエアダンスの普及を図ること。
- ②スクエアダンス愛好者の資質の向上及び生涯スポーツ・レクリエーション活動の指導者の育成を図ること。
- ③スクエアダンスに関する調査研究を行うこと。

④国内外のスクエアダンス愛好者及び関連組織との交流協力を深めること。

⑤地方公共団体及び関連する団体との連携協力を進めること。

このような事業を通じて、世界共通のスポーツ文化としてスクエアダンスを、国内とともに近隣諸国はじめ世界に広げていくための活動に取り組んでいきます。

8 私たちは、ボランティアの精神を尊重し、活動を行うことにより、物質的な利益を得ようとする気持ちをもちません。

私たちは、自主性、社会性、無償性、創造性を基本とするボランティアの精神を尊重しつつ、社会教育、学校教育の場において、生涯スポーツ・レクリエーションとしてのスクエアダンス活動を行っています。

S協は、非営利・共益型の一般社団法人です。営利を目的とする団体ではなく活動することにより、物質的な利益を得ようとする気持ちを持ちません。

ところで、私たちが、スクエアダンス活動を楽しくかつ不安なく踊ることができるためには、いくつかの条件があります。

それは、例会場の確保と使用料の支払い；機材の確保とその保管や運搬及びセットアップ；ダンスの音源の確保；指導者の準備；そして、8人以上のダンサーとコーラーの存在です。年を追うごとにスポーツ活動について、傷害保険などへの加入も重要度が増しています。

多くのクラブでは、このような例会を維持するためのランニングコストは、「会費」によってまかなわれています。

クラブ内事業及び交流事業で利潤を生む場合があるかもしれませんが、これは、当該クラブ内での使用の範囲に限定されているでしょうから「共益」に該当します。

また、初心者講習会のような、公に告知した「公益」活動については、利潤が得られることは稀と思います。たとえ利益が生まれた場合でも、剰余金をクラブの活動に還元することが明確であれば、何ら問題はありません。

ただし、剰余金を、特定の役員など個人へ分配することはできません。明朗な経理がなされていることを示すため、会員への会計報告は不可欠となります。

なお、例会を維持するため、コーラー等の指導者に支払う資料や音源の確保などに必要な経費や日当については、過度でない限り、必要経費として認められる支出となります。クラブ間交流などのために外部から指導者を招いた場合は、交通費の支給も必要経費とすることができます。謝礼金は、原則として、本人が確定申告を行うことが必要です。

「物質的な利益を得ようとしなない」証として、経理の明瞭化や納税の行為、つまり、本要綱第2項に述べられている社会規範を遵守することが大切です。

9 私たちは、スクエアダンスのもつ協力と協調の精神を尊び、健全で品位あるクラブ組織の発展と維持に協力し、そのための義務を果たします。

私たちは、セットを構成する8人のダンサーとコーラー、キューアの協力と協調の精神により、スクエアダンスを楽しんでいます。また、クラブ運営で最も大切なことは、お互いの意思疎通(コミュニケーション)であり、リーダーのもと、会員がそれぞれの身丈に応じた役割を果たすことが必要です。コミュニケーションを深め合うこと、互いに協力し協調する気持ちは、組織の大きな財産と言えるでしょう。

リーダーやコーラー、キューアは、最新の指導技術や知識に対して鋭敏に呼応し、常に自己の専門的な能力の維持・向上を目指すとともに、高い倫理観の涵養、判断力の向上に努めるなど継続的に学習を重ねていくことが必要です

クラブ組織の発展と維持を支えるのは、会員全員の義務です。会員は、S協の活動やクラブの運営に積極的に協力しましょう。

また、リーダー、コーラー、キューアは、一般クラブ員の手本となるように、率先してクラブやS協の活動に係わっていただきたいと思います。

本要綱第5条に述べたように、CALLERLABの規格は、世界で踊られているスクエアダンスの国際規格となっています。また、S協は、このCALLERLABの国際規格に準拠しています。

その中で「コーラーの活動規範；CALLERLAB Code of Ethics」が定められています。これは、CALLERLABでコーラーとして活動する上での規範(義務)を定めたものです。以下にその項目を紹介します。

- ①ダンサーに対する義務
- ②クラブ組織に対する義務
- ③指導者に対する義務
- ④活動全体に対する義務
- ⑤研鑽に対する義務
- ⑥関連する組織に対する義務
- ⑦責任ある行動に対する義務
- ⑧契約に対する義務
- ⑨音楽著作権に対する義務

10 私たちは、協会もしくは他の会員の信用を傷つけ、また、協会もしくは他の会員の不名誉となるような行為はしません。

「スクエアダンス」の本質として「自由」と「公平」、「協調」と「協力」、そして「ホスピタリティ」があげられます。スクエアダンス愛好者は、共鳴する和音のようにつながり合っています。ハラスメントや差別的な言動、他の会員の信用を傷つけ、不名誉になるような行為を行ってはいけません。S協の定款や規則に違反したり、S協の名誉を傷つけたり、S協の目的に反する行為は許されません。

本項については、S協定款第12条に「除名」の規定として厳しく掲げられており、しっかりと運用しなければなりません。

第2項において解説したように、社会的信頼を得るためには、会員全員が社会的規範、モラルを守る必要があります。ルールを守ることは、自己規制するということではなく、ルールを守ることによって自分自身が守られるということをも十分認識していくべきだと思います。

スクエアダンスの普及は、近年、目覚ましいものがあります。しかし、日本の人口1億2千万人に対して、まだ0.01%の普及に過ぎません。S協定款に述べられている目的の達成を目指し、国民に親しまれる生涯スポーツ・レクリエーションとしての地位を築くためには、本「倫理要綱」の前文に記載されていますように、愛好者ひとり一人が立派な社会人として行動することを自覚し、スクエアダンスを楽しめる環境を創造していくことの大切さを認識し、より地域にとけ込んだ地道な活動を続けることが必要です。

[以上]

知っておきたい著作権

著作権委員会

私達が日頃楽しんでいるスクエアダンス、ラウンドダンス、カントリーウエスタンダンスにとって音楽は切り離せない存在です。楽しい動きを指示してくれるコーラー、キューアー、インストラクターも欠かせません。

これらのダンスは、誰もが自由に楽しむことができますが、自由って事なら何をやってもいいのか？いえいえ、決してそうではありません。音楽等の利用に当たってはルール（法の定め）やマナーに留意する必要があります。これが著作権です。

S協ニュース2018年5月号から「知っておきたい著作権」という連載をしています。そこで掲載した記事をここに再掲することにしました。また、「著作権保護に向けてのガイドライン」(2016年8月6日)を載せておきます。

気になったことがあったら読み返していただき、音楽や著作物を正しく利用されることを願っています。

索引 テーマ

1. 音楽のコピー
2. パーティー等での録音
3. 演奏権
4. SNS投稿での留意点
5. 音楽のダウンロード
6. 著作物使用料の請求
7. パソコン編(譲渡)
8. パソコン編(コンテンツ利用)
9. 著作権保護に向けてのガイドライン

この資料はS協ホームページに掲載されており、そこからダウンロードできます。

知っておきたい著作権～音楽のコピー～

『音楽のコピー』

2018年度より著作権に関する情報をダンサー、コーラーに向けて発信いたします。なるべく簡単に分かり易く、しかしながら、留意すべき点をお伝えしていきたいと思えます。

尚、S協のホームページの表紙に“音楽著作権の保護について”として「著作権保護に向けてのガイドライン」を掲載していますので、こちらも再読していただきたいと思えます。

第1回目の今回のテーマは、基本中の基本である『音楽のコピー』についてです。

著作権には12種類の権利があり、その第一に著作物のコピーを作る権利（複製権）があります。これは、著作者だけが専有する権利で、著作者に無断で著作物を複製することはできません。

しかし、著作物を「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲以内において使用すること」を目的とする場合には、著作権者の許諾なしに、使用者が複製すること（私的使用のための複製）が認められています。

「私的使用目的」の範囲

- ・自分のバックアップのため
- ・家庭内の家族間のコピー
- ・ごく親しい特定の友人数人程度の範囲内のコピー

音楽をコピーする際には上記を参照いただき、適正に行ってください。

著作権特別委員会 中川 裕

知っておきたい著作権 ～パーティー等での録音～

『音楽の録音』

2018年5月号より著作権に関する情報をダンサー、コーラーに向けて発信を開始いたしました。今回は、『音楽の録音』に関してお伝えします。

第2回目の今回のテーマは、前回の『音楽のコピー』に関連した『パーティー等での録音』についてです。

前回は、著作権の権利の一つである複製権があり、「私的使用目的」の範囲であれば、コピーができることをお伝えしました。今回は、皆さんに深く関わるパーティー等のコールの録音についてです。

著作権法89条1項で「アーティスト（実演家）の演奏（実演）は、著作隣接権として保護される」と定められています。コーラーは、「実演家」に相当し、①実演家人格権 ②許諾権（財産権）③報酬請求権の権利を有します。皆様に関わるところは、許諾権の内の録音権です。

楽しいコールや好みのコーラーのコールを録音されている方が多くおられますが、私的使用の目的であれば、パーティー等での録音は認められています。

しかしながら、主催者が「録音をご遠慮下さい」とアナウンスしている場合は、無断で録音することは契約違反となります。

録音する際のマナーとして、主催者に「録音していいですか」と一声かけてください。また、録音したコールは、私的使用目的のみに許可されています。例会や講習会での利用は、演奏権として著作権法で保護され、できませんのでお気をつけください。なお、録音は、コーラーの権利のほか、音源を製作した者の権利にも関係しますので、十分な留意が必要です。

著作権特別委員会 中川 裕

知っておきたい著作権

～演奏権～

今回は、『演奏権』に関してお伝えします。

著作権は、著作物（楽曲）を利用する方法によってさまざまな権利に分かれています。例えば、演奏するときには演奏権、録音するときには複製権が関係してきます。スクエアダンスにとって音楽は不可欠ですが、例会やパーティー等で利用する音楽も演奏権の対象となります。私たちがスクエアダンスを楽しめるのは素敵な音楽を産み出した作曲者のおかげであり、その音楽でダンスを楽しんでいるのですから、私たちは演奏権を利用していることとなります。本来、著作物を再生・演奏する場合、著作者に対して許可を得ることが必要であり、著作者は楽曲の利用を認める対価として、利用料を請求することができます。では、私たちも音楽を利用する度に、作曲者に演奏権料を支払う必要があるのでしょうか？

実は、著作権法には、「著作権者の許可なく利用できる場合」が規定されています。

それは、「営利を目的としない上演等」の場合です。この条件に当てはまるためには、次の3つの要件を“すべて満たす”必要があります。

- ①営利を目的としないこと
- ②聴衆又は観衆から料金を受けないこと
- ③実演家に報酬が支払われないこと

S協の倫理要綱の8項は、「私たちの活動は物質的な利益を得ようとするものではない」ことを規定しています。私たちが開催しているスクエアダンスパーティーでは、会場費や設備費など必要な経費を分担するための参加費を集めていますが、参加費は、SD愛好者仲間による経費の分担金であって、利益が発生する金額ではなく、「料金」にはあたりません。さらに、スクエアダンスパーティーで、録音した音楽を流している場合、実演家に報酬を支払うということはありません。その結果、前述した①から③の要件を満たすこととなり、演奏権料を支払わないでスクエアダンスを楽しむことができます。

逆にいうと、前述した3つの要件を満たさない場合は、演奏権料を支払う必要がでてきます。例えば、SD愛好者仲間以外の人から入場料を徴収したり、参加費の名目であっても利益を発生させるような金額に設定したりすると、音楽の利用を管理している組織（日本音楽著作権協会（JASRAC）など）から演奏権料の支払いを求められる可能性があります。なお、上述したとおり、著作権には、演奏権だけでなく複製権などの他の権利もあるため、利用方法によっては、複製権料等の支払いを請求される可能性があります。2016年にS協が発表した「著作権保護に向けてのガイドライン」をご覧ください、このガイドラインに沿った活動をしていただけるようよろしくお願いいたします。

著作権特別委員会

知っておきたい著作権

～SNS 投稿での留意点～

面白い動画や写真、音楽を友達に紹介したくてSNS(LINE やFacebook 等)にアップされている方も多いと思います。

注意すべき点として、他人が作成したものを無断でコピーし、インターネット上に公開すると、「複製権」及び、「自動公衆送信権」を侵害するということになります。又、自分が撮影したものでも「肖像権」が絡みますので、SNS へのアップは慎重に行いましょう。

「複製権」については、「私的使用目的」の範囲として「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲以内において使用すること」を目的とする場合には、著作権者の許諾なしに、使用者が複製すること（私的使用のための複製）が認められています。

今の時代、簡単に作品を複製することができますが、「私的使用目的」を拡大解釈して著作者に無断で複製を繰り返していくと、作品を生み出し販売している著作者へは対価が支払われないということになります。

「自動公衆送信権」とは、インターネット上に著作物をアップし、不特定多数がアクセス可能な状態にすることです。これらの権利は著作者が保有しておりますので、著作者に無断で行うことはできません。著作者に無断で写真、音楽、動画等をSNS にアップすることや、「ファイル交換ソフト」での著作物の公開が該当します。

こうした不当な手段で流通した著作物からは、著作者は対価を得ることができません。その結果、次の作品を作り出すことができなくなります。だからこそ、著作者を評価し、守るべきものとして著作権はあるのです。

さらに、写真や動画には「肖像権」という問題があります。人物の撮影をするときに、被写体に口頭もしくは書面で撮影されたものをどのような用途で使うのか、どのような媒体で公開するのかを説明して同意を得ている場合は肖像権の侵害とはなりません。同意を得ずにSNS にアップしたりすると、トラブルになる可能性がありますので注意が必要です。

また、パーティー等の公のイベントの場所での公の行動を撮影した場合は、多くの人から撮影されることが、誰にでも予測がつくので肖像権の侵害にあたることは少ないのですが、HP やSNS に動画や写真をアップする場合は「著作権」と「肖像権」に対する配慮が必要となります。

肖像権のトラブルを回避する方法として会場やチラシ等で「パーティーでの写真や動画をホームページに掲載することがあります。」と告知しておくという方法もあります。

著作権特別委員会

知っておきたい著作権 ～音楽のダウンロード～

今回は『音楽のダウンロード』についてお伝えします。

みなさん、「インターネットから、映画や音楽を無断でダウンロードすることは違法である」ということを耳にしたことがあると思います。今やインターネットの各サイトでいろんな映像や音楽を無料で楽しむことができる大変便利な時代になりました。でも、注意が必要です。

2012年10月に違法ダウンロードが刑罰の対象となりました。

では、「違法ダウンロード」とはどのような行為をいうのでしょうか？

音楽や映画の作者には、著作権法で無断で作品を利用（コピーやインターネットで送信することなど）させない権利「著作権」が与えられています。インターネット上にある音楽や映画の中には、作者に無断で掲載されたもの「いわゆる海賊版」もあります。このような海賊版の音楽や映画を、海賊版であると知りながらパソコンなどに取り込むこと（ダウンロード）を「違法ダウンロード」といいます。特に、これらの元の音楽や映画がCDやDVDとして正規に販売されている場合などには、「違法ダウンロード」となり刑罰の対象になる危険性があります。単に見たり聞いたりするだけでは、刑罰の対象になりませんが、音楽や映画を録音・録画する場合は特に注意が必要です。

では、テレビ番組等を録画して楽しむのは違法でしょうか？著作権法では「自分自身で楽しむことを目的に、音楽や映画を録画・録音する行為は、作者に了解を得なくても、自由に行ってよい」となっています。しかし、自分で楽しむ以外の目的で利用すると著作権違反となる可能性が高いため、スクエアダンスの例会や練習会、講習会、パーティー等で利用する曲は、正規のレコード会社等が運営しているサイトから購入したものを利用することを強くお勧めします。また、録画・録音した動画や音楽を無断でSNSへアップしたり、友人に送付したりすることも、違法となりますので、注意してください。

著作権特別委員会

出典「違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ&A」文化庁

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/download_qa/pdf/dl_qa_child_ver2.pdf

知っておきたい著作権 ～著作物使用料の請求～

今回は『音楽著作権協会(JASRAC)から請求を受けた実例と対応』についてお知らせします。

2018年4月関東の公共施設でスクエアダンスクラブのアニバーサリーパーティーが開催されました。

暫くしてクラブの代表者のところに一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC)から「音楽をご利用になるときの著作権手続きのご案内」という書面と説明の書面と申請書類が届きました。

その中には「ダンス等でJASRAC が管理する音楽著作物を利用するときにはJASRAC の許諾を得て、著作物使用料を支払う必要がある」と書かれています。主催クラブからJASRAC にパーティー開催の連絡はしていませんが、最近、JASRAC が会場となる公共施設の利用情報を得て、使用物使用料の請求をするという事例が見受けられるようになってきています。

この書面を受けたクラブの代表者は直ちにS 協事務局に連絡し、S 協がJASRAC とやり取りをした結果、利用申込の手続きが不要な催しとして認められました。

著作物使用料は、本来、音楽等を利用する場合には支払わなければならない性質のもので、例外として徴収が免除(手続きが不要)となるケースがあります。スクエアダンスの例会やパーティー等は、この例外の適用を受け、これまで、著作物使用料は支払っていません。

しかし、昨今は音楽教室の練習に対して著作物使用料が求められる事例が見られるようになりました。著作物使用料を請求する範囲が、より広く解釈されるようになってきています。

手続きが不要となるケースは次の要件をすべて満たす事が求められています。

1. 営利を目的としない
2. 参加者から料金を徴収しない
3. 実演家に報酬が支払われない

参加費(実費負担)の名目であっても利益が出るような場合、または講師が受講料を徴収するようなケースは、営利とみなされる場合があります。

S 協ではかねてから、スクエアダンスの活動が著作物使用料徴収の対象とならないように、また違法な行為を行わないように「著作権保護に向けてのガイドライン」を制定・周知し、また「知っておきたい著作権」の連載で著作権保護に対する啓発活動を重ねています。これらを遵守していただきながら活動を進めていただきますようお願いいたします。

それでも、JASRAC からこのような書面が届くことがあります。そのような場合は、主催するクラブに対応の責務がありますが、すぐにご自身で対処せずに、まずS 協事務局にご相談ください。S 協では正会員に登録した団体がガイドラインに沿って行う活動について、解決に向けて協力します。

著作権特別委員会

知っておきたい著作権 ～パソコン編（譲渡）～

今回は、レコードに代わってスクエアダンス音楽再生の主流となってきているパソコンについて、それを譲渡する時に注意しなければならない著作権についてお伝えします。

使用する側からみると、パソコンは物（ハードウェア）として認識されそうですが、パソコンを動作させるソフトウェアやデータは著作権の塊です。パソコンの譲渡に当たっては、インストールされているソフトウェアやデータの著作権について注意する必要があります。

パソコンに関するソフトウェアやデータには、次のようなものがあります。

- ①購入時にインストールされているソフトウェアやデータ
- ②購入後に追加でインストールしたソフトウェア（有償）
- ③購入後に追加でインストールしたソフトウェア（フリーソフト※1）
- ④有償で購入した音楽データ等
- ⑤自分で録音・撮影した音源や写真（動画）等

このうち、④については、パソコンの譲渡の際、音楽データ等を複製して手元に残した上でパソコンを譲渡すると、「複製権」を侵害するおそれがあります。また、⑤については、個人が撮影された写真（動画）等をパソコンに残したまま譲渡すると、「肖像権」などを侵害する恐れがあります。これらは過去の記事で取り上げられておりますので、

<http://www.squaredance.or.jp/jimu/shiryō.html>

一般社団法人日本スクエアダンス協会の「資料・様式」ページの「知っておきたい著作権」を参照してください。

①パソコンに最初から（購入時に）インストールされているソフトウェアについては、パソコンの使用者には使用が許諾されていると判断できますので、問題はありません。

③についてはSDでよく使用されているSqView、SD、SDReaderについてはフリーソフト（※1）なので、第三者に公開・販売しなければ問題ありません。

問題となるのは、②の有償で購入してインストールしたソフトウェアです。

写真や動画の編集や、音源の作成ソフトの大半は、インストール時にネットに接続して使用許諾契約に同意しなければインストールできないようになっています。

この場合は、購入者本人のみに使用許諾されていますので、購入者がそのソフトを使用しない（他のパソコンにインストールしていない）のであれば第三者への譲渡（移転）は可能ですが、利用者の登録変更が必要な場合もありますので注意して下さい。

お勧めする方法は、譲渡するときにパソコンの初期化（データ等をすべて消去し購入時の状態にする）して渡す方法です。そうでなく、使用時のソフトウェアやデータを残したまま譲渡する時は著作権が侵害されないよう十分ご注意下さい。

※1 フリーソフト

フリーソフトとは、無償で利用できるソフトウェアのことを言います。ダウンロードや利用で対価を支払う必要がないソフトウェアのことで、主に個人で利用する場合に限り無料で使えることが多いようです。

但し著作権はソフトウェアの作成者に帰属しますので、作成者から許可を受けていなければ改変したり販売することはできません。

著作権特別委員会

知っておきたい著作権 ～パソコン編(コンテンツ利用)～

今回は、パソコンを利用する際に注意しなければならない著作権についてお伝えします。

昨今はインターネットを通じて、いろんなコンテンツ(文章・ニュース記事・映像・写真・イラスト・音楽)などを簡単に入手することができるようになりました。

これらのコンテンツを個人として楽しむほか、これらの内容を拝借してチラシやパンフレット等を作りたいと思われることも多いでしょう。しかし、これらのコンテンツにはそれぞれ著作権その他の権利保有者がおり、無許可で以下のような行為を行うと著作権等の侵害となる場合がありますのでご注意ください。

● 新聞・雑誌の利用

新聞や雑誌の記事をパンフレット等に掲載したり SNSへ転載する行為

● 写真・イラストの利用

Web サイトから写真やイラストを転用する行為

※人物写真の場合、写真に写っている人の肖像権にも配慮が必要となります。

※Web サイト上では著作権フリーの写真やイラストも多数存在していますが、利用条件が定められているものも多いので、利用の際は利用条件の確認を必ず行うようにしましょう。

● 地図の利用

チラシやパンフレットを作成する際に、一般に販売されている地図やインターネット上に公開されている地図を複製・転用する行為

● 歌詞や楽譜の利用

歌詞や楽譜を無断でコピーして配布する行為(複製権の侵害)

こんなに注意しなければならないことがあるなんて大変だ!と思われるかもしれませんが、合法的なサイトを私的に閲覧するだけでは問題はありません。パーティーのチラシやパンフレット等を作るときにコンテンツの複製・転用などを行う場合にはくれぐれもご注意ください。

尚、S 協ホームページにはチラシデザインコンテストで入賞したチラシデザイン集が掲載されています。こちらは無料で活用できます。

また、Windows7パソコンをご利用の方は2020 年1月でマイクロソフトのサポート終了となり、セキュリティ脅威にさらされることとなります。買い換え又はインターネットからの切り離しをお勧めします。

(著作権特別委員会)

著作権保護に向けてのガイドライン

音楽著作権の保護は、スクエアダンスの例会、講習会、パーティーなど音楽を利用するすべての活動で求められる課題です。そして、著作権を保護する責任は“主催者が負う”ことになっています。著作権法等の法令を遵守し、適正な運営を行う上で、会員の皆様に留意いただきたいことを、ガイドラインの形でまとめました。

著作権保護等の観点から留意いただきたい事項

◎ パーティーなどクラブのメンバー以外の方が参加する事業

(1) 添書や要項へのあて先の記載について

仲間への案内と分かるよう「関係各位」と、記載する。

(⇒ “公益事業”の位置付けを明らかにするためです。)

(2) 要項への留意事項の記載

「著作権の保護について、各人で十分にご留意願います。」と付記する。

(⇒ 録音・録画等は、使用方法によっては著作権の侵害につながるケースがあります¹。

そこで、主催者の責務を行使していることを明らかにするため、本留意事項を記載します。)

(3) 参加費等の記載 (1)

費用を徴収する場合は、実費のみを徴収し、利益をあげていないことを明らかにすることが大切です。

(⇒ そのために、「会費」との記載よりは「参加費」等との記載がよいと思われます。)

(4) 参加費等の記載 (2)

- ・S協会員 ***** 円
- ・その他のSD愛好者 ***** 円
- … のように記載する。

(⇒ 公益事業としての位置付けのためです。S協への加盟により公益性を高めるとともに、S協会員のメリットにご配慮ください。)

¹ 録音物・録画物を自分自身のみ、または家庭内等で共有する分には侵害にはなりません、別の講習会等で使用したり、コピーを作って配布したりすると、著作権を侵害することになります。また、主催者の同意なしに動画サイトへの投稿なども行うことのないよう注意が必要です。

◎ 初心者講習会における記載

(1) 初心者講習会の添書や要項への記載について

「この講習会は、社会教育の立場において、生涯スポーツ・レクリエーションとしてのスクエアダンスを体験いただくための講習会です。」のような内容（趣旨）を織り込む。

(⇒ S協定款やS協倫理要綱の趣旨に沿い、“SD普及は、社会教育活動であることを周知・広報する機会となる”ことを記載することになります。)

(2) 初心者講習会の受講費等について

初心者講習会は、“公益事業”と位置付けることができる事業です。会場費、資料作成費、スナック費、卒業パーティー費、機材費など運営実費をお知らせし、実費のみを徴収する工夫をお願いいたします。（この場合も、「講習費」等と記載し、「会費」との記載は避けてください。）また、「無料体験講習会」等を開催されているクラブも多いかと思います。また、そのような機会が設けられていない場合は、会員間でご検討いただき、取り上げてみてはいかがでしょうか。クラブの会費は、講習会終了後に入会者からのみ徴収するなど、適正なクラブ運営に必要な費用の設定や案内に努めてください。（⇒ 明朗な会計処理が必要となります。）

◎ その他の催事での留意点

(1) 個人が あるいは クラブが 合同で 主宰する 催事や講習会等

著作権法上の問題が発生した場合には、主催者にその責務がありますので、ご留意ください。

S協は、正会員から報告を受けている範囲（クラブ紹介の内容）の中での活動について、ご協力いたします。

催事や講習会等を行う際には、利潤の出ない運営に努めていただき、他の正会員に影響が出ないようにご協力をお願いいたします。

以上です。

・統括支部のご案内

一般社団法人日本スクエアダンス協会統括支部連絡先 (2020年9月現在)

統括支部名	連絡先 (支部長)
北海道統括支部	山本 一幸
東北統括支部	水間 清蔵
関東甲信越統括支部	岩原 富雄
中部統括支部	中田 正和
近畿統括支部	玉置 勝巳
中四国統括支部	荒木 義昭
九州統括支部	大津山 和江

■全国に7つの統括支部があります。

・リンク

国内の Web サイト	
<u>(公社)日本フォークダンス連盟</u>	(公社)日本フォークダンス連盟は、私たちスクエアダンスとは密接につながっている団体です。
<u>(一社)日本ラウンドダンス協会</u>	遅ればせながらラウンドダンス協会のご紹介もさせていただきます。
国外の Web サイト	
(注) 日本語の Web サイトはありません。	
<u>CALLERLAB</u>	CALLERLAB のオフィシャルホームページ
<u>DOSADO.com</u>	Square Dance Music and Resources
<u>ROUNDALAB</u>	ラウンドダンスに関する研究、情報収集 & 公開、技術検討(定義付け等)、指導、教育資料頒布等を行っている米国の団体

一般社団法人 日本スクエアダンス協会 プログラムポリシー

一般社団法人日本スクエアダンス協会(以下「本協会」といいます)のダンス・プログラムに関する方針を次の通り定めます。

- 1 本協会のスクエアダンス・プログラムは国際スクエアダンスコーラーズ協会(本部:USA、以下「CALLERLAB」といいます)」のプログラム方針に準拠します。
- 2 本協会のスクエアダンス・プログラムにおける定義及びスタイリング、慣用的なルール、概念、専門用語はCALLERLABに準拠します。
- 3 本協会はスクエアダンスの普及振興を図るために、Mainstreamを最も重要なスクエアダンス・プログラムとして取り扱います。
- 4 本協会のラウンドダンス・プログラムは国際ラウンドダンス指導者協会(本部:USA、以下「ROUNDALAB」といいます)」のPhase Rating Systemに準拠します。
- 5 本協会のラウンドダンス・プログラムにおける定義及びスタイリングはROUNDALABに準拠します。
- 6 本協会はラウンドダンスの普及振興を図るために、Ph IIを最も重要なラウンドダンス・プログラムとして取り扱います。
- 7 本協会はスクエアダンスの普及を促進させるために、独自のコミュニティー・ダンス・プログラムを制定し、運用します。このプログラムは本協会技術委員会において、3年毎に見直しされます。
- 8 本協会はスクエアダンスの普及振興に有効なプログラムとして、コントラダンス(Contra Dance)とントリー・ウェスタン・ダンス(Country Western Dance)を取り扱います。
- 9 スクエアダンス・プログラムとラウンドダンス・プログラムは別に定める指針により運用されます。

制定日:2007年6月9日

一般社団法人日本スクエアダンス協会 プログラムポリシー ダンサー、クラブリーダー及びコーラーへの指針

一般社団法人日本スクエアダンス協会はダンサー、クラブリーダー及びコーラーに対し、スクエアダンス・プログラムに関する指針を次の通り示します。

- 1) 全てのプログラムにおいて質の高いダンスが踊られることを奨励します。
- 2) ダンサーが現在踊っているプログラムを時間をかけて十分に楽しむことを奨励します。
コーラーには、ダンサーが現在踊っているプログラムに飽きることなく継続して楽しめるよう日々研鑽することを求めます。
- 3) 上位のプログラムが存在するからと言って、それがより上級なプログラムであることを意味したり、ダンサーが学ぶことを奨めるものではありません。
- 4) 質の高いダンスが踊られるための条件を次に示します。
 - ① コールされたことを十分に理解している。
 - ② テープも含め、色々なコーラーで踊った経験がある。
 - ③ 定義に従って踊ることが出来る。
 - ④ 様々な隊形から十分に踊り込んでいる。
 - ⑤ 正しいスタイリングとマナーを身に付け、笑顔を絶やさず、セットのメンバーを思いやることができる。
 - ⑥ 質の高いダンスを踊ることの大切さを理解したコーラーから適切な指導を受けられる。
- 5) 上位のプログラムを学ぶために必要とされる、現行プログラムの踊り込み時間は個人個人で異なりますが、MSからPLに進む場合は、少なくとも2年間MSを踊った経験があることを強く推奨します。
- 6) アドバンスやチャレンジを学びたいと思っているダンサーには、さらに次のことが求められます。
 - ① さらに複雑なダンスを探求する好奇心を持っている。
 - ② 学ぶための時間を確保できる。
 - ③ 様々な隊形や、隊形の中での自分の位置と方向を認識することができる。
 - ④ コールの概念を理解すると共に、それをダンス中に応用することができる。
 - ⑤ MSプログラムを常に尊重し、MS及びPLUSのフロアで質の高いダンスの範を示すことができる。
 - ⑥ 所属クラブを大切にし、ビギナークラス等の普及活動やクラブ運営に必要な仕事に協力することができる。
- 7) クラブリーダーとコーラーには、急いで上位のプログラムに進もうとするダンサーに対して適切な指導をすることを求めます。

以上



スクエアダンス / ラウンドダンス・プログラム運用についての指針

2007/6/9
一般社団法人日本スクエアダンス協会

一般社団法人日本スクエアダンス協会に関連する事業におけるスクエアダンス・ラウンドダンス・プログラムの運用について、次の通り指針を示します。

スクエアダンス・プログラム	Community25	Basic	MS	PL	A1	A2	C1	C2	C3a
1 全日本SDコンベンションにおけるプログラム設定	○	○	○ コアプログラムとする	○	○	○	○	×	×
2 統括支部及びブロック、県支部主催もしくは後援するパーティーにおけるプログラム設定	○	○	○ コアプログラムとする	○	△ 必要と認められた場合のみ	△ 必要と認められた場合のみ	△ 必要と認められた場合のみ	×	×
3 統括支部及びブロック、県支部が主催もしくは後援する講習会におけるコース設定	○	○	○	○	△ 必要と認められた場合のみ	△ 必要と認められた場合のみ	×	×	×
4 指導技術の研究ならびに指導者育成のための事業	○	○ 重点的に実施する	○ 重点的に実施する	○	○	○	○	×	×
5 技術資料・教材の制作及び提供	○	○ ※日連を通じて教材販売	○ ※日連を通じて教材販売	○	△ 教材に関する情報の提供	△ 教材に関する情報の提供	△ 教材に関する情報の提供	×	×
6 機関紙やWebサイト等を活用した技術情報の提供	○	○	○	○	○	○	○	△ Webサイトを活用した情報提供のみ	△
7 CALLERLAB情報の収集	○	○	○	○	○	○	○	○	○

ラウンドダンス・プログラム	Phase I	Phase II	Phase III	Phase IV	Phase V	Phase VI
1 全日本SDコンベンションにおけるプログラム設定	○	○ コア・プログラムとする	○	△ 必要と認められた場合のみ	×	×
2 統括支部及びブロック、県支部主催もしくは後援するパーティーにおけるプログラム設定	○	○ コア・プログラムとする	○	△ 必要と認められた場合のみ	×	×
3 統括支部及びブロック、県支部が主催もしくは後援する講習会におけるコース設定	○	○	○	△ 必要と認められた場合のみ	×	×
4 指導技術の研究ならびに指導者育成のための事業	○	○	○	○	×	×
5 技術資料・教材の制作及び提供	○	○ ※日連を通じて教材販売	○ ※日連を通じて教材販売	○	×	×
6 機関紙やWebサイト等を活用した技術情報の提供	○	○	○	○	△ Webサイトを活用した情報提供のみ	△
7 ROUNDALAB情報の収集	○	○	○	○	○	○

凡例

○：実施できる

△：条件付で実施できる

×：実施しない

Community 25

WEEK	CALLS	
1	1	Circle Left / Circle Right
	2	Forward & Back
	3	Dosado / Left Dosado
	4	Couples Promenade (Full,1/2)
	5	Allemande Left / Allemande Right
	6	Right & Left Grand
	7	Left-Hand Star / Right-Hand Star
2	8	Pass Thru
	9	California Twirl
	10	Half Sashay / Ladies in Men Sashay
	11	U-Turn Back
3	12	Grand Square
	13	Courtesy Turn
	14	2 Ladies Chain / 4 Ladies Chain
	15	Right & Left Thru
4	16	Swing
	17	Single File Promenade
	18	Weave th Ring
5	19	Lead Right / Lead Left
	20	Veer Left / Veer Right
	21	Couples Circulate
	22	Bend the Line
6	23	Star Thru
	24	Dive Thru
	25	Square Thru (1,2,3,4)

一般社団法人日本スクエアダンス協会
2006年9月2日制定
2021年8月28日最終見直し

※ 本プログラム・リストをティーチング・オーダー（ビギナークラス前半の
カリキュラム）として使うこともできます。

SD 音楽の購入方法について（S 協ニュース連載の 2 と 3 を一部修正して掲載）

S 協ニュース 2015 年 9 月号記事（2021 年 10 月一部修正）

SD 音楽の購入について

-連載 2- Music For Callers の紹介

技術委員会 SD 小委員会委員長

金子裕行

今回は、SD 用の曲の変遷についてご紹介しました。連載 2 回目の今回は、インターネットによる曲の検索サイトについて、ご紹介いたします。

最近の SD 用音楽の購入は、時代と共にインターネットによる購入が主流になりました。元々サプライヤーとして販売を行っていた、ハンハースト/パロミノレコード等に加え、各レコード会社が独自にホームページを開設し、直接、曲を販売する時代になってきたのです。

しかし、各レコード会社がホームページを開設し、直接販売を行うようになってきた結果、サプライヤーでの取り扱いが減少し、曲を購入する側のコーラーにとって、少し困った状況や要望が発生しました。

それは…

『どんなレコード会社が存在し、どんな曲を売っているのか、良くわからない。』

『スクエアダンスの曲を製作している会社の一覧があれば良いのに…。』

といったことです。

自力でインターネットを検索でき、レコード会社のホームページを見つけ出せる人は良いのですが、そうではない人は、既に知っているレコード会社のホームページだけを見ている状況でした。

そんな状況を少しでも解決するために立ち上げられたのが、今回改めてご紹介するサイト“Music For Callers”です。

URL : <http://www.musicforcallers.com/>

※ホームページ画面のイメージ



このサイトは、米国 CALLERLAB の音楽制作者委員会（Music Producers Committee）の委員長である、Buddy Weaver 氏が中心となって立ち上げたもので、CALLERLAB の同委員会によって運営されています。各レコード会社のホームページへのリンクを掲載した一覧表とも言えるもので、2021年10月現在、約50のレコード会社が掲載されています。存在する全てのレコード会社を網羅している訳ではありませんが、多くの会社が掲載されていると言って良いでしょう。

このサイトには、大きく2つの特徴があります。

まず、第一に、ホームページには、各レコード会社のロゴと名称が掲載され、それをクリックすると、各会社のホームページにリンクし、リンク先のホームページから曲を探し、試聴し購入することができます。

インターネットに慣れた方なら、これで簡単に曲の購入に進めます。

第二には、検索機能があることです。

ホームページから、“Search For Songs”のボタンを押すと、検索のページに進みます。

※検索（Song Search）ページ画面のイメージ



Music For Callers
Provided by the CALLERLAB Music Producers' Committee

Home Search For Songs Info for Producers Contact Us Recent Additions

Song Search

MusicForCallers maintains a collective listing of square dance music which is currently available for purchase, compiled from data submitted by the members of the CALLERLAB Music Producers' Committee. You can search this listing...

1. for a word or phrase appearing in the title of a song
2. for all or part of a caller's name
3. for all or part of the name of the song's original artist (*where known*).

You can also get a complete listing of songs released in the past several months, as reported to us by the producers.

Find songs with titles containing	<input type="text"/>	Submit
Find songs by caller	<input type="text"/>	Submit
Find songs by original artist	<input type="text"/>	Submit
Find songs released in the past	<input type="text" value="1"/> month(s)	Submit
Restrict results to "official" data <input checked="" type="checkbox"/>		

この検索画面の機能は4つあります。

- ① Find songs with titles containing
曲のタイトルを入れて検索する。
- ② Find songs by caller
コーラー名を入れて検索する。
- ③ Find songs by original artist
原曲の歌手名を入れて検索する
- ④ Find songs released in the past () month(s)
直近の4ヶ月間（1～4が選べます）に発売された、

新曲が一覧表示されます。

これらの検索機能は、とても便利なもので、①、②は曲名や、好きなコーラーがわかっているならば、一発で検索できますし、③は、ABBA や、Beatles など、自分の好きな歌手名を入れて検索すると一覧が出てきます。④は、新しく発売された曲が一覧で出てくるので、各レコード会社のページを検索して探す手間が省けます。

但し、入力は全て英語で行う必要がありますので、慣れていない方は、近くにいる先輩コーラーやインターネットに慣れた方に聞きながら使ってみるのも良いと思います。

実際にやってみると、操作は、そんなに難しいものではありません。是非、皆さんもこのサイトにアクセスして、色々検索し、お気に入りの曲を見つけてみてください。では、続きは次回で…。

(このコーナーへのご質問・情報提供等は S 協事務局・SD 小委員会宛お寄せ下さい)

SD 音楽の購入方法について 3

S協ニュース 2015 年 11 月号記事 (2021 年 10 月一部修正)

SD 音楽の購入について

-連載 3- 曲の購入と支払について

技術委員会 SD 小委員会委員長

金子裕行

さて、本連載も 3 回目になりました。1 回目は、SD 用の曲の変遷について、2 回目は、インターネットによる曲の検索サイトについて、それぞれご紹介しました。

今回は、曲の購入方法と支払方法についてのご紹介です。

前回紹介した、『Music for Callers』で購入したい曲を見つけたら、次は、実際の購入になります。







購入の仕方については、レコード各社によって、まちまちですが、おおむね日本にもある、インターネットのショッピングサイトに似ています。

すなわち、①欲しい商品を選び、②買い物カゴに入れ、③支払い処理を行い、④商品の届くのを待つ、という流れです。

Riverboat Records の購入を例に説明してまいりましょう。

下記は、Riverboat Records のホームページ内の、Hoedowns の購入ページの一部です。

MP3 Hoedowns (Patter) Available From Riverboat

Number	Title	Caller	Samples	Buy (\$6)
RIV 577	Mountain Dew			
RIV 576	Giddy Up (Patter)			
RIV 575	Breakfast (Patter)			

この中で、Sample 欄の Music ボタンを押すと、曲の試聴ができます。試聴は概ね、曲の冒頭 1 分あたり。

Buy (\$6) 欄の、Add To Cart ボタンを押すと、その曲が、ご自分の買い物カゴに入ります。

Buy (\$6) とは 1 枚 6 ドル (約 7 5 0 円) で購入することで、Add To Cart は買い物カゴに入れる、ということです。

次に買い物カゴを見に行きます。

Riverboat Shopping Cart

	Number	Title	Price	Remove
1	RIV 577	Mountain Dew	\$6.00	
	Number	Title	Price	Remove

Total: \$6.00 (1 item(s) in cart)

上図は、買い物カゴの画面で、RIV 577 Mountain Dew という曲が 1 曲、買い物カゴに入っています。

これで良ければ、Check Out ボタンを押します。

Riverboat Shopping Cart — Checkout via PayPal

Please **READ** and **FOLLOW** these directions in order to be able to download your purchased music!

1. Click the [PayPal button below](#) to be taken to PayPal to complete your checkout. If you do not have a PayPal account, you can pay by credit card through the PayPal website — there is no need to sign up for a PayPal account if you do not wish to do so.
2. When you complete payment at PayPal, click the gold "Return to Riverboat Records" button on the PayPal site. (See the picture to the right.) That will return you to this website.
3. Download your music by clicking once on each download button on our "Payment Complete" page. Please make a note of the drive and folder on your computer to which your downloaded music is being saved, so that you can find it easily later!

Notes:

PayPal usually sends an email invoice for your purchase, but sometimes does not. Most often, that occurs with credit card orders. They do give you an opportunity to display a printable invoice, after completing the payment but before returning to the Riverboat website — look in the area circled in red in the picture at right above. We encourage you to take advantage of that!

If you do not wish to download your music directly, you'll have to [email Bob Elling](#) and request that it be emailed to you. Since the instant download feature was added to the website, the music is no longer automatically emailed!

Use the navigation buttons above if you wish to return to the Riverboat Records site without checking out yet. Use the shopping cart icon in the box below if you wish to return to the shopping cart page. Or, click the button below to proceed to PayPal.



Check Out ボタンを押すと、上図のような、画面に移り、Check Out via PayPal と表示され、あとは、PayPal で支払処理を行います。

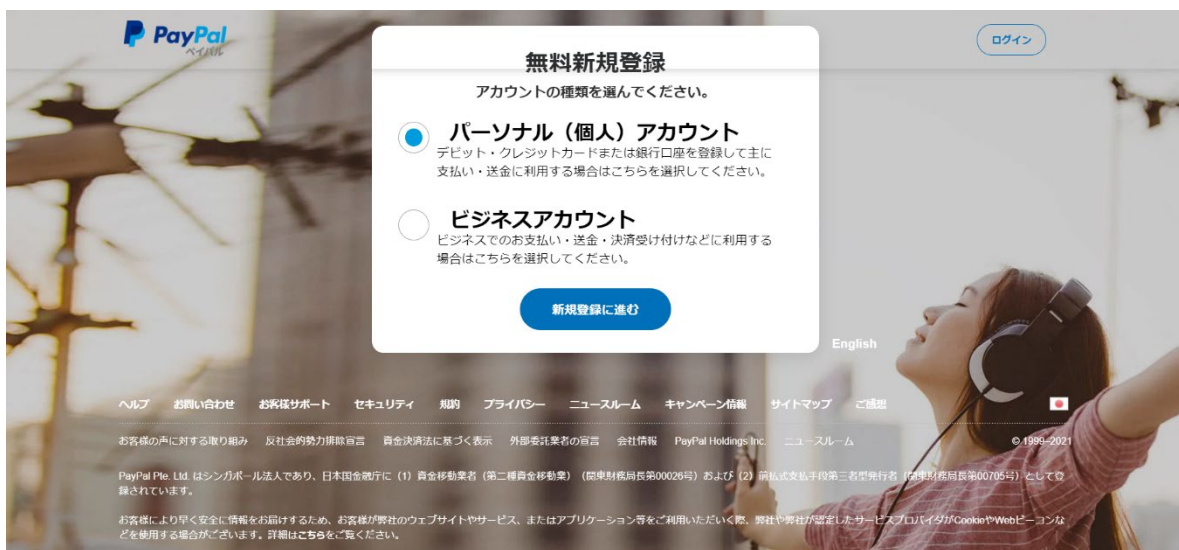
ここで、出てくる、PayPal (ペイパル) とは、アメリカの電子決済会社ペイパル社が提供する、インターネットを通じた決済サービスのことです。

まず、私達買い手は利用・手数料無料のパーソナルアカウントをペイパルに作成し、その際にクレジットカード情報を登録します。

次に、インターネットを通して購入する際に、ペイパル支払いを選択すると、ペイパルが売手に代わり、決済金額を受けとり、支払いを行います。決済に使用されるクレジットカード情報はペイパルに管理されて売手に伝わることがないため、情報流出の危険を回避することができ、さらに買い手は買い物のたびに個人情報を入力する手間を省くことができる、というメリットがあり、世界中で広く利用されている決済サービスです。

このペイパルは、日本語のホームページがありますので、まずは登録してみましょう。そうすると、今後は、ペイパルを通じた支払いが行えるようになり、クレジットカード情報の流出といった心配が無くなります。

※ペイパルホームページ、新規登録画面のイメージ



支払いが完了したら、曲が届くことになります。

曲の届き方は、概ね 2 つです。

- ① メールで送られてくる
- ② ホームページからダウンロードできるようになる

音楽ファイルの形式は、MP3 で送られてきます。

後はダウンロードした曲をパソコン等に保管して使用します。

ダウンロードの方法や、パソコンへの保管方法など、ここから先は、紙面をだいが使うこととなりますので、S 協ホームページのスクエアダンストピックスに掲載してまいります。

■ S 協ホームページ スクエアダンストピックス

http://squaredance.or.jp/sd_topic.html

さて、3 回に渡り連載してまいりました、SD 音楽の購入については、今回で、ひとまず終了致します。

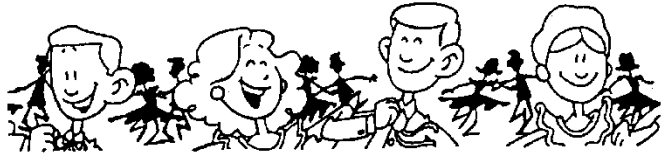
この続きは、ホームページで紹介してまいりますので、是非、皆さんも、ご自身で曲の購入にチャレンジしてみてください。

思った程、難しくはありませんし、きっと、ご自分の好みの曲が見つかることと思います。

連載をお読みいただき、ありがとうございました。

皆さんが、直接、曲を購入できることを願って…。

(このコーナーへのご質問・情報提供等は S 協事務局・SD 小委員会宛お寄せ下さい)



スクエアダンス 十則 その①

楽しく踊るために

スクエアダンスの基本ルールをご紹介します。“思いやり”と“礼儀”を基本とした以下のルールは、すべてのスクエアダンサーに知ってもらいたい最も大切なルールです。ルールとは言っても、楽しさを制限するものではありません。最高の満足が得られる道に皆さんをご案内するための、案内標識だとお考え下さい。これらはいずれも過去の経験から得られたもので、アメリカン・スクエアダンスの楽しさを永続させるための最も基本的なルールです。

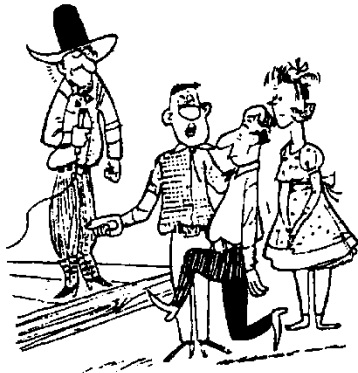
スクエアダンス十則

10の基本ルール(Ground Rules)

1. コールをよく聞く

スクエアダンスのコーラーは、フットボールのクォーターバックに相当します。コーラーは、皆さんに踊ってもらいたい動作をコールという信号で伝えてきます。

皆さんは、およそ2呼吸遅れてその動作を行うのですが、踊っている間はおしゃべりをしたり考えごとをしたりしてはいけません。正しく動くことを考えましょう。踊りながらおしゃべりをすると、自分が迷ってしまうだけでなく、他の人までがコールを聞きそなったり、音楽のリズムと合わなくなったりします。



踊っているとき皆さんに指示を出せるのは、いつでもコーラーただ1人だけということをお忘れ下さい。他の人の動きを助ける一番良い方法は、自分がコールどおりに正しく動くことなのです。

2. セットを早く作る

コーラーが次のチップを“さあ始めましょう”と言ったら、カップルの足りない一番近いセットに入りましょう。スクエアセットを捜したいときは、フロアーを歩きながら手を上げてコーラーに知らせます。また自分のいるセットが1カップル足りないときは指を1本、2カップル足りない時は指を2本、というふうに手を上げて足りないカップル数を知らせましょう。



3. 礼儀をわきまえる

模範的な正しい礼儀を心得ておく必要があります。

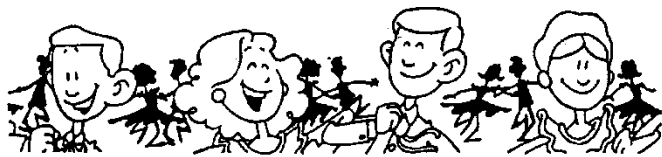
“お願いします”と、ていねいにパートナーを誘いましょう。チップが終わったらセットの人たちに“ありがとうございました”と言いましょ。これらは、いずれも礼儀正しい自然な行動です。

スクエアダンスでは、この他に特に注意すべきことがあります。自分の近くのカップルの足りないセットをわざわざ通りこして別のセットに入らないこと。これはマナー違反です。また、いったんセットを作ったら、そのチップが終わるまではセットから抜けないこと。これは大事なことです。どうしてもセットを離れる必要があるときは、替わりの人を見つけてからにしましょう。



〔出典：The Sets in Order “INDOCTRINATION HANDBOOK”〕

〔訳：市村 慎一〕



スクエアダンス 十則 その②

4. 時間を守る

他の社会においては、遅刻するのが普通という場合があります。しかしスクエアダンスにおいては、1人が遅れたために7人が待たされるということがあります。



例会のプログラムを計画する場合、コーラーは最初と最後のチップを軸にして、その日のダンスのペースを決めるのです。遅れたり、早く帰ったりしたのでは、コーラーが準備してきたプログラムをフルに楽しむことができなくなってしまいます。

5. 相手を思いやる



お互いが近い距離で激しい運動をするときには、個人の清潔さが重要です。デオドラントをつけたり、歯を磨いたりというのは、そのような点でスクエアダンサーに

とって大切なことなのです。

スクエアの他の人たちが楽しめるかどうかは、皆さんの協力しだいです。ダンスの前やダンス中にお酒を飲んではいけません。

真のダンサーと言われるために最善の配慮を！

6. 互いに協力する

スクエアダンスでは、各ダンサーには“他の人たちを楽しませる”責任があります。

スクエアセットは、独自に動き回る8人の個人で構成されているわけではありません。それ自体が1つのユニットなのです。そこにはスター的存在の個人はいません。

本当の楽しさは、スクエアがスムーズに動くように各ダンサーが自分の役割を果たすことによって生まれてくるのです。

7. 無理をしない

無理をしないで気楽に踊りましょう。

スクエアダンスは激しい運動です。始めたばかりの頃は特に疲れます。疲れたら腰を掛けましょう。疲れてしまっで一息つきたいというときは、ダンスに誘われても断わってかまいません。休んでいる間に見たり聞いたりするだけでも、とても多くのことを学べます。

8. 友情を大切にする

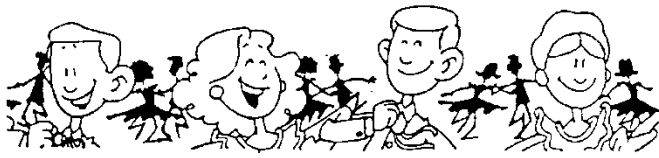


友情は、スクエアダンスで得られる最高の報酬です。スクエアダンスの主人公はあなたです。いえ、本当はみんながそうなのです。スクエアの他の人たちと友だちになれる機会を作り、できるだけ多くの異なったダンサーと踊ることをいつも忘れずに。

次のような名言があります。“友情を音楽に振り付けたもの —それがスクエアダンスです”。

〔出典：The Sets in Order “INDOCTRINATION HANDBOOK”〕

〔訳：市村 慎一〕



スクエアダンス 十則 その③(完)

9. 常に学ぶ

皆さんが知っておくべきこと、あるいはダンスのある部分を上達させることのできる何か新しいことというのは常にあります。



ダンスで間違いをするのはごく当たり前のことです。ここで大事なのは、間違えたときには何がいけなかったのかを考えてそれを頭に入れておくことです。そして、次に同じ動作がコールされるときには2度と間違えないことなのです。何か分からないことがあったら、機会をみてどんどんコーラーに質問をしましょう。もしかしたら質問をするのはあなただけかも知れません。でも、あなたの質問は、はずかしくて手をあげられない他の人たちにとっても役に立っているのです。

10. 楽しさを大切にする



楽しさは伝わりやすいものです。あなたのははえみがどんなにスクエアの他の人たちを元気づけることでしょう。あなたは楽しい時間を期待してスクエアダンスに出かけ、そして期待どおりの時間を過ごすことでしょう。

もしあなたが、大きな歓声をあげて楽しさを表現しようとするならば、他の人がコールを聞きとれずにセットがこわれてしまうことのないような、そういう時を見計らって歓声をあげるべきです。各チップの間では、少し熱気をさますようにしましょう。

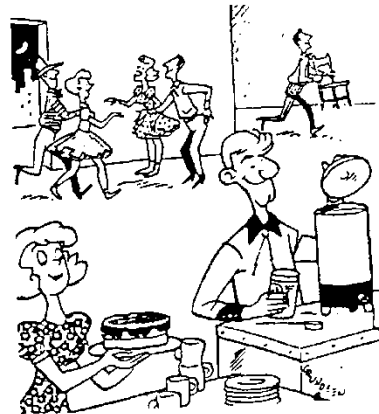
楽しく踊ったチップの終りで拍手をしますね。これはコーラーを称え、セットの人たちに感謝の気持を伝えるためです。しかしこの拍手は、同時に自分自身をも称えているのです。それは、一つの事をなし終えたのはあなたであり、またスクエアダンサーだからこそ経験できるあの踊り終わった後のすばらしい感じを味わえたのもあなただからです。

クラブを大切に!

● 自分のクラブはダンスのふるさと

スクエアダンス・クラブは、スクエアダンスの活動の中心となる場です。大きなクラブ、小さなクラブ、誰でも踊りに行けるクラブ、会場のお大きさに見合った会員制のクラブ。スクエアダンス・クラブとは、友情という精神と、快適なダンスという理想が具体的な形となって現われる場所なのです。ピギナークラスのメンバーが、やがてはクラブのメンバーになります。そこでは単にダンスを楽しむだけでなく、一緒にいるのが楽しい仲間も見つかります。

ところでダンサーは、別の観点でクラブから役割を与えられます。ほとんどのメンバーが何かしらの簡単な責任を受け持っている、そういうグループが一番うまくクラブを運営できるのです。入口で出迎えをする係や、スナックを考えて準備する係などがそうです。



2.各種出版物

S協ホームページに掲載、または印刷製本し頒布している、下記の各種出版物からも出題されます。出版物については、全編の熟読をお奨めします。

S協ホームページに掲載または、資料で頒布されている資料一覧

- ・ビギナー指導マニュアル
- ・ベーシックダンスプログラム動作の定義
- ・メインストリームダンスプログラム動作の定義
- ・Square Dance For All Part I・Part II：製本版の有料頒布のみ
- ・サイトとモジュールによるゲットアウトの体系 上・下巻
- ・The Image Call ～Theory and Practice～

※これらの資料は、ホームページから無料でダウンロードができます。

紙で必要な場合は、事務局で印刷物の有料頒布や、コピーサービスを行っておりますので、事務局にお問い合わせください。

(Square Dance For All Part I・Part IIは、製本版の有料頒布のみ)

必要に応じ入手の上、学習してください。

★特に、ライセンス検定を受験される皆さんは

ビギナー指導マニュアル：P1～P6

サイトとモジュールによるゲットアウトの体系 上巻、第1章～第3章

Square Dance For All Part I：

第2章 クラブの運営 8.初心者講習会（ビギナークラス）：P106～110

をしっかりと学習してください。

★コーラーコーチ検定では、コールシステムについて一つを選んで説明する問題が出題される場合があります。その場合の選択対象と、参考資料は以下の通りです。

A：モジュールコール： サイトとモジュールによるゲットアウトの体系 上巻、第3章

B：サイトコール： サイトとモジュールによるゲットアウトの体系 上巻、第4章

C：イメージコール： The Image Call ～Theory and Practice～

D：CRaMS： サイトとモジュールによるゲットアウトの体系 上巻、第5章

○各種資料全てを紹介していますが、実際に出題されるのは、上記部分からです。

○実技試験にも大変重要な資料になりますので、学習にご利用ください。

おわりに

スクエアダンスの指導者に必要なこと、知っておいていただきたいことを、まとめました。

日本のスクエアダンスの拡大・発展の為、継続して指導者を育成していく必要があります。
是非、ご自身のクラブ等で、指導者育成の参考にしていただきたいと思います。

ライセンス検定を受験される皆さんには、筆記試験に出題される範囲をまとめたテキストになっていますので、学習にあたり各種資料を探すことなく、本テキストで学習いただければ良い内容になっています。

また、2.各種出版物、で紹介した資料は、筆記試験だけではなく実技試験の参考にもなりますので、併せてご利用ください。

本書が、指導者育成の為の一助として、また、ライセンス検定を受験される皆さんに活用いただければ幸いです。

**ライセンス委員会
検定試験問題作成ワーキングチーム**

発行 : 2022年1月1日

一般社団法人日本スクエアダンス協会

編集 : 一般社団法人日本スクエアダンス協会

ライセンス委員会・検定試験問題作成ワーキングチーム

監修 : 一般社団法人日本スクエアダンス協会

ライセンス委員会 技術委員会